

# 豊能町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

## 1・目的

豊能町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、豊能町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2・位置付け

アクションプログラムは、豊能町耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、豊能町耐震改修計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

## 3・取組内容・目標・実績

### 令和8年度取組内容

- 【財政的支援】
- i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施
  - ii)住宅の耐震改修費(設計費含む)に対する一部補助を実施。
- 【普及啓発等】
- i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
    - 令和8年度に対象全戸にダイレクトメール（固定資産税納税通知書を活用）を送付予定。
    - 町内各地区での個別訪問による耐震の重要性と補助案内の実施。
  - ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進
    - 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進
    - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施
  - iii)改修事業者の技術力向上等 ※府内全域で実施
    - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施
    - 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施
- IV)一般への周知普及
- 耐震改修の必要性の周知を実施
  - 管内の住民を対象に耐震セミナー・耐震啓発展示を年1回以上実施
  - リーフレットによる制度概要等の周知を実施
  - 耐震診断を実施した住民に対し、耐震改修を実施する意向についてのアンケートを実施

### 令和8年度目標

- 住宅に対する耐震診断費補助戸数：5戸
- 住宅に対する耐震設計費補助戸数：2戸
- 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：2戸

### 前年度までの実績

	耐震診断補助(戸)	耐震設計補助(戸)	耐震改修工事補助(戸)
R2	5	1	1
R3	2	1	1
R4	5	2	2
R5	2	0	0
R6	3	1	1
R7	2	0	0

### 前年度(令和7年度)の課題

耐震の重要性を感じているが、所有者が高齢であることを理由に診断や改修に繋がらないケースが多くあった。費用を抑えることのできる耐震シェルター等についても広く周知する必要がある。

### 前年度(令和7年度)の取組実績

- 固定資産税納税通知と共にDM送付（対象全戸）
- 町報（年2回）、ホームページ等の広報を実施（通年）
- 管内の住民を対象とした耐震啓発展示を実施(9月)

### 改善策

町ホームページ・広報誌による普及啓発や、補助制度周知ポスターを掲出し、各種補助制度を積極的に周知する。耐震啓発展示を例年よりも早い時期（7月予定）に実施する。

計  
画

自  
己  
評  
価

# 豊能町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

## 2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点地域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点地域：豊能町 全域

### ○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



全域

## 3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。  
なお、関連計画の改定、アクションプログラム（AP）の進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和元年度から令和9年度（10年間）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
AP作成	■									
個別訪問等	普及啓発									

## 4・個別訪問等の実施

DMは下記の通り行う

- 令和8年度に対象全戸にDMを送付する。
- 令和7年度に未訪問であったエリアでの個別訪問の実施。

## 5・その他の普及啓発活動

DMと併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

## 6・関係団体との連携

- 啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

## 7・実績の公表

- 当該年度毎に診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに町のホームページにて公表する。